

奈良県告示第二百六十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第四十八条の三十七第一項の規定により、次のとおり利便施設協定を締結した。

令和七年十月三日

奈良県知事 山下 真

一 利便施設協定の名称

一般県道木津横田線における道路外利便施設に関する協定

二 協定利便施設の名称及びその所在地

名称 一般県道木津横田線上三橋バス停前歩道

所在地 奈良市今市町四八番一

三 利便施設協定の有効期間

当該利便施設の供用開始日から供用を廃止するまでの期間

四 利便施設協定の縦覧又は利便施設協定の写しの閲覧の場所

奈良県奈良土木事務所